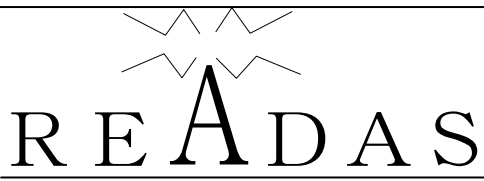


第 5906 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月 1日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 所得税の振替納税

Q：所得税には振替納税という制度があるようですが、どのような制度なのですか？

A：指定した金融機関の預貯金口座から税金を引き落とししてくれる制度です。

【解説】

振替納税とは、指定した金融機関の預貯金口座から自動的に納税が行われるというもので、電気代やガス代など公共料金の自動振替と同じです。

所得税の確定申告や予定納税、個人事業者の消費税の確定申告や中間申告の納税に利用することができます。

振替納税は税目ごとに手続きが必要になりますが、一度手続きを行うと、同一税目の次回以降の納付が振替納税となりますので、金融機関に出かけて納付する必要がなくなり、便利になります。

振替納税の申し込みは、口座振替依頼書に住所、氏名、金融機関名、預貯金口座名などを記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して、税務署か金融機関に提出します。口座振替依頼書は、税務署又は国税庁のホームページで入手することができます。

なお、残高不足等で振替納税ができない場合には、法定納期限の翌日から延滞税がかかりますので、預貯金残高を確認するなど、注意してください。平成29年分の所得税等は平成30年4月20日、消費税等は4月25日が振替納付日となっています。

